

電気通信大学西11号館（イノベーティブ研究棟）インキュベーション 施設管理運営細則

（趣旨）

第1条 この細則は、電気通信大学西11号館（イノベーティブ研究棟）の管理運営に関する規程第8条の規定に基づき、西11号館（イノベーティブ研究棟）に設置するインキュベーション施設の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 インキュベーション施設は、電気通信大学（以下「本学」という。）での研究開発成果（以下「研究成果」という。）を基にした本学教職員及び学生（以下「教職員等」という。）のベンチャー企業設立の支援及び「電気通信大学ベンチャー認定に関する申合せ」により本学が認定した電気通信大学発ベンチャー（以下「電通大発ベンチャー」という。）の育成支援の場として活用することにより、大学の社会への貢献を果たすことを目的とする。

（施設）

第3条 インキュベーション施設に、ベンチャー育成支援ルーム、プレベンチャールーム及び会議室を置く。

（管理責任者及び副管理責任者）

第4条 インキュベーション施設に、管理責任者及び副管理責任者を置き、管理責任者は産学官連携センター長、副管理責任者は産学官連携センターベンチャー支援部門長をもってあてる。
2 管理責任者は、インキュベーション施設の管理に関する業務を掌理し、副管理責任者は、管理責任者を補佐する。

（使用資格）

第5条 ベンチャー育成支援ルームの使用資格は、A及びBに区分し、それぞれ次のとおりとする。ただし、区分Bにあつては、事業実施や新規事業展開を図ろうとする電通大発ベンチャー企業（準備段階の企業を含む。以下同じ。）を対象とし、事業としての展開ではなく研究のみを目的とする企業は、対象としないものとする。

区分A 教職員等で、研究成果を基にベンチャー企業を設立しようとする者

区分B 電通大発ベンチャーとして認定を受けた企業

2 プレベンチャールームの使用資格は、教職員等で研究成果を基にベンチャー企業を設立しようとする者とする。

（使用期間）

第6条 ベンチャー育成支援ルームの使用期間は、1年とする。ただし、使用資格区分Bにあつては、審査により、原則として最長6年まで更新できるものとする。

2 プレベンチャールームの使用期間は、1年以内とする。ただし、学生については、申請により1年以内の更新を認めることができる。

(使用の申請)

第7条 ベンチャー育成支援ルーム又はプレベンチャールーム（以下「ベンチャー育成支援ルーム等」という。）の使用を希望する企業の代表者又は教職員等（グループで申請する場合にあってはその代表者。以下同じ。）は、別に定める使用申請書を管理責任者に提出しなければならない。

(使用の許可)

第8条 管理責任者は、前条の申請があったときには、産学官連携センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、使用の可否を決定する。

2 管理責任者は、申請者に対して、審査結果を速やかに通知するものとする。

(使用責任者)

第9条 許可を受けた企業の代表者又は教職員等（以下「使用責任者」という。）は、インキュベーション施設の使用に関して、この規程及び別に定める使用条件を遵守するとともに、当該施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(使用目的又は使用形態の変更)

第10条 使用責任者は、使用目的又は使用形態を変更する場合は、管理責任者に申し出て、承認を受けなければならない。なお、変更に要する費用は、すべて使用責任者の負担とする。

(使用の取消等)

第11条 管理責任者は、ベンチャー育成支援ルーム等を使用する者（以下「使用者」という。）が使用条件に違反したと認めるとき、又は管理運営上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。

(経費の負担)

第12条 使用責任者は、ベンチャー育成支援ルーム等の使用に係る使用料及び光熱水料等を負担しなければならない。

2 使用料、光熱水料等及びその徴収方法等については、別に定める。

(原状回復)

第13条 使用責任者は、ベンチャー育成支援ルーム等の使用が終了したとき、又は第11条の規定により管理責任者が使用の許可を取り消したときは、原状回復をしなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用責任者は、使用者がその責に帰すべき理由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 使用責任者及び使用者は、インキュベーション施設で知り得た営業上又は技術上の情報について秘密を保持しなければならない。

(実績報告書等)

第16条 ベンチャー育成支援ルームの使用責任者は、毎年度末までに当該年度の事業実績（見込みを含む。）を、管理責任者に報告しなければならない。

(会議室)

第17条 会議室を使用できる者は、原則としてインキュベーション施設を利用する者とし、使用に係る経費は要しないものとする。

(事務)

第18条 インキュベーション施設に関する事務は、研究協力課が行う。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、インキュベーション施設の使用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、平成23年1月18日から施行する。